○特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則(昭和五十六年郵政省令第三十七号)の一部を改正する省令案(新旧対照表) (海線部分は牧田部分)

第二条 法第三十八条の二の二第一項の特定無線設備は、炊のとおりとする一第二条 法第三十八条の二の二第一項の特定無線設備は、炊のとおりとする 一~十九の四 (路) <u>十九の四の二 設備規則第四十九条の二十第</u>七号においてその無線設備の 条件が定められている小電力データ通信システムの無線局に使用するた めの無線設備であって、その空中線電力が一〇ミリワットを超えるもの <u>十九の四の二の二 設備規則第四十九条の二十第七号においてその無線設</u> **購の条件が定められている小電力データ通信システムの無線局に使用す** るための無像設備であって、その空中線電力が一○ミリワット以下のも 十九の五~六十七 (路) 22 (容) 別表第一号 技術基準適合証明のための審査(第六条及び第二十五条関係) → 技術基準適合証明のための審査は、次の掲げるところにより行うものと やる。 (器) ② 特性試験 申込設備について、次に従って試験を行い、かつ、技術基準に適合す るものであるかどうかについて蕃種を行う。 ア 次の表の一の欄に掲げる装置については、同表の二の欄に掲げる試 験項目ごとにそれぞれ同表の三の欄に掲げる測定器等を使用して総務

大王が別に告示する試験方法又はこれと同等以上の方法により同義の

四の欄の特定無線設備の種別に従って試験を行う。

一~十九の四 (略)

十九の五~六十七 (路) 22 (容)

別表第一号 技術基準適合証明のための審査(第六条及び第二十五条関係) | 技術基準適合証明のための審査は、炊の掲げるところにより行うものと かる。

(器)

② 特性試験

申込設備について、次に従つて試験を行い、かつ、技術基準に適合す るものであるかどうかについて審査を行う。

ア 次の表の一の欄に掲げる装置については、同表の二の欄に掲げる試 験項目ごとにそれぞれ同表の三の欄に掲げる測定器等を使用して総務 大王が別に告示する試験方法又はこれと同等以上の方法により同表の 四の欄の特定無線設備の種別に従って試験を行う。

1	二 試験項目	111 戻	四 特定	/無線設備	の種別		
		定器等	(盤)	第二条	無二条	第二条	(
摋				第一項	第一面	第一面)
鮰				第十九	第十九	第十九	
				号の四	号の四	号の四	
				の無線	6116	6116	
				設備	無線設	110無	
					<u>無</u>	綠設備	
渋	周波数	(盤)	(盤)	(盤)	$\overline{\bigcirc}$	$\overline{\bigcirc}$	(
詗)
摋	占有周波数带	(盤)	(盤)	(盤)	$\overline{\bigcirc}$	$\overline{\bigcirc}$	(
围	理)
	スプリアス発	(盤)	(盤)	(盤)	$\overline{\bigcirc}$	$\overline{\bigcirc}$	(
	射又は不要発)
	射の強度						
	空中線電力	(盤)	(盤)	(盤)	$\overline{\bigcirc}$	$\overline{\bigcirc}$	(
)
	以吸 及率	(盤)	(盤)	(盤)			(
)
	周波数偏移又	(盤)	(盤)	(盤)			(
	は周波数偏位)
	又は変調度						
	プレエンファ	(盤)	(盤)	(盤)			(
	シス特性)
	搬送波電力	(盤)	(盤)	(盤)			(盗

1	二 試験項目	11	四 特定	無線設備の種別	
		定器等	(盤)	無二条	(
摋				無一風)
鮰				第十七	
				号の団	
				の無線	
					
送	周波数	(盤)	(盤)	(盤)	(
11111)
摋	占有周波数带	(盤)	(盤)	(盤)	(と
鮰	罩)
	スプリアス発	(盤)	(盤)	(盤)	(
	射又は不要発)
	射の強度				
	空中線電力	(盤)	(盤)	(盤)	(
)
	以吸 及率	(盤)	(盤)	(盤)	(
)
	周波数偏移又	(盤)	(盤)	(盤)	(
	は周波数偏位)
	又は変調度				
	プレエンファ	(盤)	(盤)	(盤)	(
	シス特性)
	搬送波電力	(盤)	(盤)	(盤)	(

)
	総合周波数特	(盤)	(盤)	(盤)			(
	拉)
	総合歪及び雑	(盤)	(盤)	(盤)			(
	押)
	送信立ち上が	(盤)	(盤)	(盤)			(
	り時間及び送)
	信立ち下がり						
	世間						
	隣接チャネル	(盤)	(盤)	(盤)			(
	漏えい電力又)
	は帯域外漏え						
	い電力						
	機送波を送信	(盤)	(盤)	(盤)			(
	していないと)
	きの電力						
政	送信速度	(盤)	(盤)	(盤)			(
11111)
摋	副次的に発す	(盤)	(盤)	(盤)	$\overline{\bigcirc}$	$\overline{\bigcirc}$	(
圕	る電波等の限)
	赵						
	感度	(盤)	(盤)	(盤)			(
)
	通過带域隔	(盤)	(盎)	(盔)			(と
)

ı	ı			Í	ĺ	ĺ
)	
	総合周波数特	(盤)	(盤)	(盤)	(盤
	荊)	
	総合歪及び雑	(盤)	(盤)	(盤)	(盎
	神)	
	送信立ち上が	(盤)	(盤)	(盤)	(盤
	り時間及び送)	
	信立ち下がり					
						
	鱗接チャネル	(盤)	(盤)	(盤)	(盤
	漏えい電力又)	
	は帯域外漏え					
	い電力					
	搬送波を送信	(盤)	(盤)	(盤)	(盤
	していないと)	
	きの電力					
区	送信速度	(盤)	(盤)	(盤)	(盤
1 1111)	
摋	副次的に発す	(盤)	(盤)	(盤)	(盤
鰛	る電波等の限)	
	度					
	感度	(略)	(盤)	(盤)	(路
)	
	通過帯域隔	(盤)	(盤)	(盤)	(盤
)	

(と

(と

(と

(と

(と

)
	スプリアス・	(器)	(盤)	(盤)			(
	レスポンス)
	隣接チャネル	(盤)	(盤)	(盤)			(と
	選択度)
	感度抑圧効果	(盤)	(盤)	(盤)			(
)
	相互変調特性	(盤)	(盤)	(盤)			(
)
	局部発振器の	(盤)	(盤)	(盤)			(と
	周波数変動)
	ディエンファ	(盤)	(盤)	(盤)			(
	シス特性)
	総合歪及び雑	(器)	(盤)	(盤)			(と
	押)
į,	知1~0 (魯)						

7 三一二脚を超え三一五・二五脚以下、四〇二脚を超え四〇五脚 以下、四三三・大七帆を超え四三四・一七帆以下、二、四〇〇帆 以上二、四八三・五 砒以下、一〇・五 砒 を超え一〇・五五 弛 以下 又は二四・○五地を超え二四・二五地以下、六〇地を超え六一地 以下、七六、地を超え七七、地以下又は七七、地を超え八一、地以下の周 波数の電波を使用するものを除く。

∞~ 9 (空)

イ・ウ (略)

減衰量

(盤)

(盤)

(盤)

イ・ウ (器)

∞~ 9 (陸)

波数の電波を使用するものを除く。

以下、四三三・大七帆を超え四三四・一七帆以下、二、四○○駅 以上二、四八三・五吨以下、一〇・五批を超え一〇・五五批以下 又は二四・○五妣を超え二四・二五班以下、五七班を超え大大湖 以下、七六 地を超え七七 地以下又は七七 地を超え八一 地以下の周

で 三二二概を超え三一五・二五般以下、四○二概を超え四○五般

注1~9 (路)

减衰量

スプリアス・

感度抑圧効果

相互変調特性

フスポンス 隣接チャネル

選択度

(密)

(空)

(盎)

(盎)

(盤)

(盎)

(盤)

(盎)

(盎)

(盤)

(密)

(盤)

(盤)

(密)

(盤)

(と

局部発振器の (盤) (盤) (と (盎) 周波数変動 ディエンファ (密) (盎) (盤) (と シス特性 総合歪及び雑 (盤) (盤) (盤) (と

11・11 (空)

様式第7号(第8条、第20条、第27条及び第36条関係)

表示は、次の様式に記号 R 及び技術基準適合証明番号又は工事設計認証番号を付加したものとする。

(略)

注1~3 (略)

4 技術基準適合証明番号の最初の 3 文字は総務大臣が別に定める登録証明機関又は承認証明機関の区別とし、4 文字目又は 4 文字目及び 5 文字目は特定無線設備の種別に従い次表に定めるとおりとし、その他の文字等は総務大臣が別に定めるとおりとすること。

特定無線設備の種別	記号
(略)	(略)
第2条第1項第19号の4に掲げる無線設備	(略)
第2条第1項第19号の4の2に掲げる無線設備	<u>wu</u>
第2条第1項第19号の4の2の2に掲げる無線設備	WV
(略)	(略)

5 (略)

宝 宝

(福行財日)

- この省令は、公布の日から施行する。

(陞唱問題)

という。)の求めについては、改正後の小電力データ通信システムの無線局の無線設備に除る技術基準適合証明等の求めとみなす。に係る法第三十八条の二の二第一項に規定する技術基準適合証明文は法第三十八条の二十四第一項に規定する工事設計認証(以下「技術基準適合証明等」2 この省令の施行の際現に行われている五七 砒を超え六六 砒 以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局(無線標定業務のものを除く。)の無線設備

11・11 (盤)

様式第7号(第8条、第20条、第27条及び第36条関係)

表示は、次の様式に記号 R 及び技術基準適合証明番号又は工事設計認証番号を付加したものとする。

(略)

注1~3 (略)

4 技術基準適合証明番号の最初の 3 文字は総務大臣が別に定める登録証明機関又は承認証明機関の区別とし、4 文字目又は 4 文字目及び 5 文字目は特定無線設備の種別に従い次表に定めるとおりとし、その他の文字等は総務大臣が別に定めるとおりとすること。

特定無線設備の種別	記号
(略)	(略)
第2条第1項第19号の4に掲げる無線設備	(略)
(略)	(略)

5 (略)

- する。この場合、当該無線設備に係る技術基準適合証明等の求めは、平成三十五年一月三十一日までに行わなければならない。 総務省令第○○号) 附則第二項及び第三項の規定により第二条第一項第十九号の四の二の二に掲げる特定無線設備に係る技術基準適合証明等を行うことと3 法第三十八条の五の登録証明機関は、この省令の施行の日から平成三十五年三月三十一日までの間、無線設備規則の一部を改正する省令(平成二十七年
- 省今の施行後においてもなおその効力を有する。4 この省令の施行の際現に受けている五七 毗を超え大六 咄以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の無線設備に係る技術基準適合証明等は、この
- 5 第三頃の規定により、審査を受けた技術基準適合証明等は、平成三十五年四月一日以降もなおその効力を有する。